

令和2年度

監査結果報告書（後期）

定期監査

財政援助団体監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員



# 目 次

第1 定期監査	1
1 監査期間	1
2 監査範囲	1
(1) 対象部局・実施期間	1
(2) 監査項目・対象書類	2
3 着眼点	4
4 監査方法	5
5 監査結果	5
(1) 総務部	5
(2) 企画経済部	5
(3) 財政部	5
(4) 建設水道部	5
(5) 浜益支所	6
(6) 教育委員会生涯学習部	6
(7) 議会事務局	6
第2 定期監査（学校分）	7
1 監査期間	7
2 監査範囲	7
(1) 対象学校・現地調査	7
(2) 監査項目・対象書類	7
3 着眼点	7
4 監査方法	7
5 監査結果	8
第3 財政援助団体監査（その1）	9
1 監査期間	9
2 監査範囲	9
(1) 補助金等の名称	9
(2) 団体名	9
(3) 所管部局	9
3 着眼点	9
(1) 財政援助団体	9
(2) 所管部局	10
4 監査方法	10
5 監査結果	11

(1) 財政援助団体	11
(2) 所管部局	11
6 参考資料	12
(1) 財政的援助の概要	12
(2) 財政援助団体	12
<b>第4 財政援助団体監査（その2）</b>	<b>15</b>
1 監査期間	15
2 監査範囲	15
(1) 補助金等の名称	15
(2) 団体名	15
(3) 所管部局	15
3 着眼点	15
(1) 財政援助団体	15
(2) 所管部局	16
4 監査方法	16
5 監査結果	17
(1) 財政援助団体	17
(2) 所管部局	17
6 参考資料	17
(1) 財政的援助の概要	17
(2) 財政援助団体	19
<b>第5 公の施設の指定管理者監査</b>	<b>22</b>
1 監査期間	22
2 監査範囲	22
(1) 公の施設名	22
(2) 指定管理者	22
(3) 所管部局	22
(4) 指定期間	22
3 着眼点	22
(1) 指定管理者	22
(2) 所管部局	23
4 監査方法	23
5 監査結果	24
(1) 指定管理者	24
(2) 所管部局	24
6 参考資料	24
(1) 公の施設	24
(2) 指定管理者	28

# 第 1 定期監査

## 1 監査期間

令和 2 年10月14日から12月 3 日まで

## 2 監査範囲

令和 2 年度監査等計画及び令和 2 年度監査実施計画（後期）に基づいて、令和 2 年度上期（令和 2 年 4 月～ 9 月）の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

### (1) 対象部局・実施期間

部 局	抽 出 課	実 施 期 間
総務部	行政管理課、契約課	10月14日～15日
企画経済部	企画課、秘書広報課、参事（政策担当）、企業連携推進課	10月16日～21日
財政部	税務課、納税課	10月22日～23日
環境市民部	環境政策課、市民課	10月26日～28日
保健福祉部	福祉総務課、子ども政策課、子ども家庭課、子ども相談センター、聚富保育園、厚田保育園	10月29日～11月 6 日
建設水道部	建設総務課、建築住宅課	11月 9 日～11日
会計管理者		11月12日～13日
厚田支所	市民福祉課	11月16日～17日
浜益支所	市民福祉課、浜益国民健康保険診療所	11月16日～17日
教育委員会 生涯学習部	学校教育課、教育支援センター、厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、厚田学校給食センター、市民図書館、市立学校	11月18日～27日
議会事務局		11月30日～12月 1 日
選挙管理委員会事務局		12月 2 日～ 3 日

(2) 監査項目・対象書類

監査項目		対象書類
① 収入金の収入事務（抽出）		収入金の決定書、調定票、納入通知書、収入原簿など、収入に関する書類
総務部	その他雑入	
企画経済部	地域少子化対策重点推進交付金、競輪場外車券場交付金、その他雑入、広告料収入、有価証券売却収入	
財政部	納税証明等手数料、広告料収入、その他雑入	
環境市民部	印鑑登録証明手数料、納税証明等手数料、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、国民年金事務委託金	
保健福祉部	行旅病死亡人取扱費、放課後児童会一時保育負担金、市立小規模保育事業所保育料、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金、全国私立保育連盟等受益者負担金	
建設水道部	納税証明等手数料、現年度使用料	
厚田支所	印鑑登録証明手数料、（介護サ特会）厚田居宅支援サービス計画費収入	
浜益支所	印鑑登録証明手数料、（介護サ特会）浜益居宅介護サービス計画費収入、浜益居宅支援サービス計画費収入、（国診特会）諸検査等収入	
教育委員会 生涯学習部	学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策）、情報公開公文書交付費用、物品売却収入、屋内体育館使用料、その他住宅貸付収入、行政財産目的外使用料	
② 旅費の支給事務（費用弁償のうち出張関係）		出張命令簿や復命書、研修受講報告書の写しなど、支給事務に関する書類
③ 支出事務 ア 報酬（委員報酬、抽出）		委嘱に関する決定書、就労確認表など、支出に関する書類
環境市民部	環境政策課	
建設水道部	建設総務課	
教育委員会 生涯学習部	学校教育課	
選挙管理委員会事務局		

イ 交際費、ウ 需用費（印刷製本費、食糧費、図書費、医薬材料費）、エ 役員費（筆耕翻訳料）、オ 公有財産購入費	決定書、執行決議書など、支出に関する書類
カ 負担金補助及び交付金（令和元年度分を対象、抽出）	補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類
総務部	職員福利厚生会交付金
企画経済部	地域自治システムモデル事業交付金、結婚新生活支援事業補助金
保健福祉部	石狩市特別保育事業交付金（病後児、一時、障がい、延長保育）、石狩市民間保育所等一時預かり事業運営費交付金
建設水道部	街路灯組合等拠出金、木造住宅耐震改修費等補助金、空き家活用助成金
厚田支所	集会所除雪交付金
浜益支所	石狩市浜益区飲雑用水組合拠出金、浜益区部活動に係る有償旅客自動車運賃補助金
教育委員会生涯学習部	スキー学習助成金、科学の祭典in石狩運営補助金
議会事務局	政務活動費交付金
④ 契約事務（抽出） ア 予定価格50万円以上の委託料、イ 予定価格130万円以上の工事請負費	執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類一式
総務部	石狩市職員採用S P I 資格試験業務委託、石狩市職員定期健康診断業務委託、令和2年度財務会計システム等保守業務委託、令和2年度情報系システム更新業務委託、令和2年度財務会計システム更新業務委託、総合行政システム更新業務委託
企画経済部	石狩市地域公共交通活性化調査業務、令和2年度市勢情報発信用ディスプレイ制作業務委託、展示会出展企画等委託業務
環境市民部	石狩市地球温暖化対策推進計画改定業務委託、第3次石狩市環境基本計画デザイン・製本業務委託

保健福祉部	生活保護等版レセプト管理システム業務委託、生活保護法診療報酬明細書点検等業務委託、石狩市放課後児童健全育成事業業務委託（なかよしクラブ1・2）、いしかりファミリー・サポート・センター事業業務委託、放課後児童健全育成事業業務委託（なかよしクラブ1）、放課後児童健全育成事業業務委託（なかよしクラブ2）、いしかりファミリー・サポート・センター事業業務委託（保育環境等安全対策事業業務）、いしかりファミリー・サポート・センター事業業務委託（保育環境等安全対策事業業務2）、こども未来館建具改修、令和2年度児童手当データ標準レイアウト変更対応改修業務委託、石狩市ひきこもりサポート事業委託業務、石狩市学習支援事業委託業務
建設水道部	令和2年度地籍成果利活用事業業務委託、石狩市営住宅ストックマネジメント計画策定業務委託、市営住宅柏東・柏西団地残置物処理業務委託
会計管理者	収納データ処理業務委託
浜益支所	浜益国民健康保険診療所新型コロナウイルス感染症対策内部改修工事、浜益国民健康保険診療所一部外壁等改修工事
教育委員会 生涯学習部	令和2年度学校職員定期健康診断業務委託、スクールバス運行業務委託（厚田支所所管）、厚田学園グラウンド整備業務委託、令和2年度厚田区・浜益区学校給食業務委託、図書館システム等に係る機器等保守業務委託、図書館維持管理業務委託、図書館空調設備保守点検業務委託（長期継続契約）
議会事務局	石狩市議会インターネット映像配信業務委託

### 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。
- ・ 支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。
- ・ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
- ・ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。
- ・ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。
- ・ 債務の確認は確実に行われ、かつ、役務提供又は使用関係のないものはないか。
- ・ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- ・ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。



- ・入札又は随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・契約の履行期限は守られているか。
- ・委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

#### 4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、対象部局に監査の基本的な考え方を示すとともに、あらかじめ関係書類の提出を求め、また監査を進めるにあたっては、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けるとともに、前回監査の指摘事項の改善・措置状況についての確認も行った。

#### 5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が概ね適正に執行されていることが確認されたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※ 令和3年1月27日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

##### (1) 総務部

###### ① 契約事務について（抽出）

- ・業務委託において、業者選定の決定前に執行決議がされていた。

##### (2) 企画経済部

###### ① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・競輪場外車券場交付金において、請求の決定を主査が決裁していた。

##### (3) 財政部

###### ① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・滞納処分費において、配当計算書の滞納金額・確認債権額の欄に記入誤りがあった。

##### (4) 建設水道部

###### ① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・市営住宅使用料において、使用料の決定は事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。

## (5) 浜益支所

### ① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・ 諸検査等収入において、公印に関する規程に規定のない印が使用されていた。
- ・ 諸検査等収入において、診察料の算定に誤りがあった。

## (6) 教育委員会生涯学習部

### ① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・ 行政財産目的外使用において、事務専決規程では決裁権者は部長となるが、館長が決裁していた。

### ② 支出事務について（負担金補助及び交付金（抽出））

- ・ 補助金において、額の確定通知、支出負担行為の減額及び不用額の返還命令がされていなかった。

### ③ 契約事務について（抽出）

- ・ 業務委託において、業者選定の決定前に執行決議がされていた。

## (7) 議会事務局

### ① 支出事務について（交際費）

- ・ 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。
- ・ 交際費において、支出負担行為は金額で判断すると事務決裁規程では代決権者は副市長となるが、次長が決裁していた。

## 第2 定期監査（学校分）

### 1 監査期間

令和2年11月18日から11月27日まで

### 2 監査範囲

令和2年度監査等計画及び令和2年度監査実施計画（後期）に基づき、令和2年度上期（令和2年4月～9月まで）の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

#### (1) 対象学校・現地調査

学 校	現 地 調 査
厚田学園	令和2年11月24日

#### (2) 監査項目・対象書類

監 査 項 目	対 象 書 類
① 支出事務 ア 需用費、イ 役務費	執行決議書、納品書、郵便切手受払簿など、支出に関する書類
② その他の事務 ア パソコンの管理に関する事務	PC管理簿など、学校情報セキュリティに関する書類

### 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

- ・予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- ・契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。
- ・物品の出納保管状況は適正に行われているか。
- ・諸帳簿は整備されているか。
- ・前回までの学校監査における指摘事項は改善されているか。

### 4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、対象学校からあらかじめ関係書類の提出を求めるとともに、監査の基本的な考え方を説明した上で、学校経営方針等について聴取した。また、

監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として実施し、現地調査においては、パソコンの保管状況等を確認した。

#### 【現地調査の状況】



## 5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が適正に執行されていることが確認された。

## 第3 財政援助団体監査（その1）

### 1 監査期間

令和2年11月4日から11月27日まで

### 2 監査範囲

令和2年度監査等計画及び令和2年度監査実施計画（後期）に基づき、下記の財政援助団体及び所管部局を対象に、令和元年度財政的援助等に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

#### (1) 補助金等の名称

一般社団法人石狩観光協会拠出金

#### (2) 団体名

一般社団法人石狩観光協会

#### (3) 所管部局

企画経済部（商工労働観光課）

### 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

#### (1) 財政援助団体

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## (2) 所管部局

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## 4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管部局からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から業務の概要等について聴取した。また、監査を進めるにあたり、財政援助団体に対しては、拠出金の取扱い等が適正に行われているか、所管部局に対しては、財政援助団体への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて実施した。

現地調査については、次のとおり実施した。

実施日・場所	出席者
令和2年11月27日 石狩市観光センター会議室	石狩観光協会 専務理事 南 誠 事務局長 菅野 哲哉 主 幹 高梨 朝靖

## 【現地調査状況】



## 5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

### (1) 財政援助団体

一般社団法人石狩観光協会に対し、前述のとおり監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認されたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※ 令和3年1月27日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

- ・ 浜益事務所における出店料及び協賛金の収納方法等が不適切であった。

### (2) 所管部局

企画経済部に対し、前述のとおり監査した結果、財政援助団体への指導監督その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認されたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※ 令和3年1月27日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

- ・ 拠出金の算定にあたり、交付要綱の内容と一部相違していた。

## 6 参考資料

### (1) 財政的援助の概要

#### ① 補助金等の名称

一般社団法人石狩観光協会拠出金

#### ② 交付の目的

観光客誘致及び観光事業の発展を図るため、一般社団法人石狩観光協会が実施するイベント開催、観光宣伝誘致等の経費に対し、拠出金を交付する。

#### ③ 令和元年度交付額

33,933 千円

#### ④ 交付手続の状況

- ・交付申請 平成31年4月1日
- ・交付決定 平成31年4月1日
- ・変更申請 令和元年8月20日
- ・変更決定 令和元年8月20日
- ・実績報告 令和2年3月31日
- ・交付額確定 令和2年3月31日

#### ⑤ 収支決算の状況（令和元年度）

(収入)

(単位：千円)

科目	備考	金額
市補助金収入	一般社団法人石狩観光協会拠出金	33,933

(支出)

(単位：千円)

科目	事業費	拠出金使途の金額
運営事業	25,384	21,365
イベント開催事業	13,551	7,539
観光宣伝誘致事業	5,277	4,229
その他事業	955	800
合計	45,167	33,933

### (2) 財政援助団体

#### ① 名称・代表者

一般社団法人石狩観光協会 会長 吉田 保雄



## ② 所在地

石狩市親船町 107 番地

## ③ 設立目的等

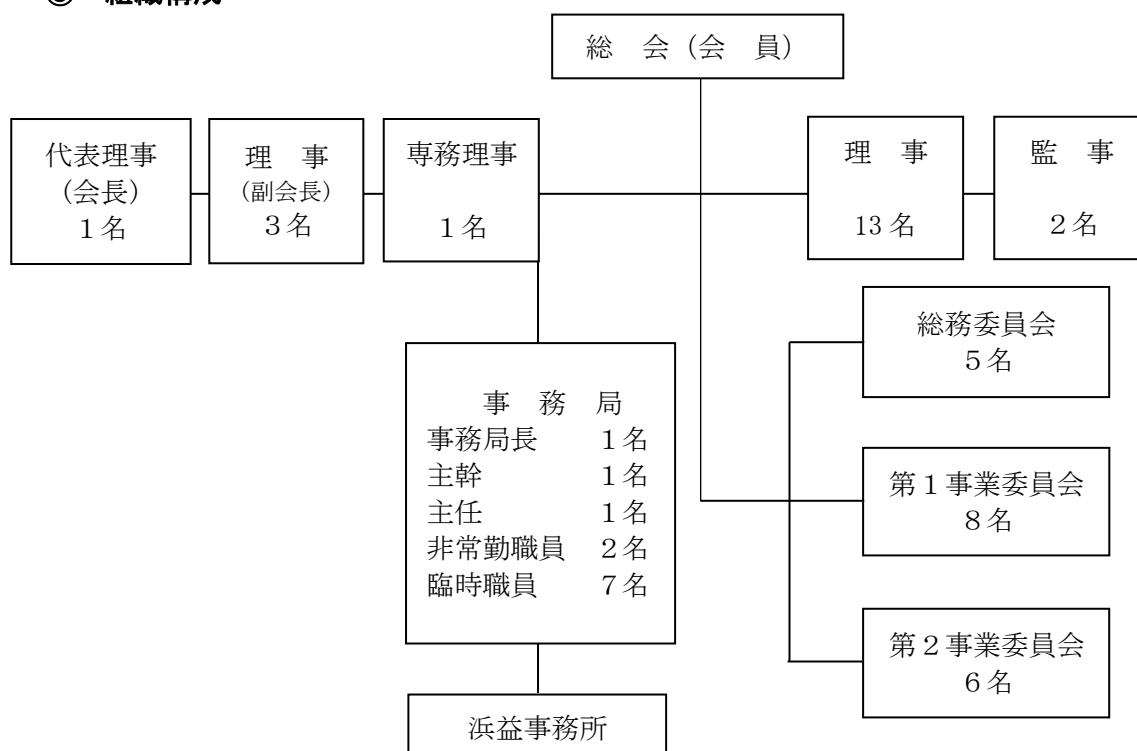
石狩市及び石狩市を中心とする地域の観光宣伝及び観光客誘致促進等に努めることにより、観光産業の健全な発展を図り、もって市民生活文化の向上及び地域産業経済の発展に寄与することを目的とし、平成9年に法人化された。

平成17年の3市村合併に伴い、平成18年にそれぞれの観光協会が統合、平成25年には「社団法人」から「一般社団法人」に移行し、現在に至る。

## ④ 事業

- ・観光宣伝及び観光客誘致促進に関する事業
- ・観光資源の保全及び美化に関する事業
- ・観光施設の管理運営に関する事業
- ・観光関係者の資質向上に関する事業
- ・観光事業関係諸機関及び団体との連携に関する事業
- ・観光情報収集及び提供に関する事業
- ・観光特産品・観光土産品等のPR及び販売に関する事業
- ・石狩市からの業務受託等に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## ⑤ 組織構成



## ⑥ 事業の実施状況

令和元年度は、各種イベントや観光物産PRの実施を実施し、またSNSの活用により、旬の観光情報に加え、関係諸団体発の情報発信も行い、街全体の魅力や活動を広く周知するなど、市外のみならず石狩市民にも本市の魅力を再確認してもらえよう、観光宣伝及び誘致促進に取り組んだ。

本市を代表する石狩市三大秋祭りのうち、「厚田ふるさとあきあじ祭り」は台風の影響により中止を余儀なくされたが、「石狩さけまつり」では、地元の農産物をPRする「あぐりフェスタ」を初開催し、40,000人の来場者で賑わった。また「石狩浜海水浴場賑わい創出事業」ではユニバーサルビーチフェス等の海辺の集客イベントやキッズパーク等の環境整備を行い、誰もが楽しめる海水浴場づくりを促進した。

観光ガイドボランティア事業では、市民観光ボランティアによる案内人数が延べ2,500人を超え、市民の協力のもと、市内外に本市の魅力を伝える機会の創出も推進された。

## 第4 財政援助団体監査（その2）

### 1 監査期間

令和2年12月1日から12月23日まで

### 2 監査範囲

令和2年度監査等計画及び令和2年度監査実施計画（後期）に基づき、下記の財政援助団体及び所管部局を対象に、令和元年度財政援助等に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

#### (1) 補助金等の名称

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会拠出金

#### (2) 団体名

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

#### (3) 所管部局

保健福祉部（福祉総務課）

### 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

#### (1) 財政援助団体

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## (2) 所管部局

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## 4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管部局からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から事業の概要等について聴取した。また、監査を進めるにあたり、財政援助団体に対しては、拠出金の取扱い等が適正に行われているか、所管部局に対しては、財政援助団体への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて実施した。

現地調査については、次のとおり実施した。

実施日・場所	出席者
令和2年12月23日 石狩市総合保健福祉センター2階 地域福祉活動室A	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会 常務理事 沢田 茂明 総務課長 梅田 真史 地域福祉課長 久保田 貴浩 総務係長 横手 崇

## 【現地調査の状況】



## 5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

### (1) 財政援助団体

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会に対し、前述のとおり監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認された。

### (2) 所管部局

保健福祉部に対し、前述のとおり監査した結果、財政援助団体への指導監督その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認された。

## 6 参考資料

### (1) 財政的援助の概要

#### ① 補助金等の名称

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会拠出金

#### ② 交付の目的

石狩市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る。

### ③ 令和元年度交付額

65,768 千円

### ④ 交付手続の状況

- ・ 交 付 申 請      平成 31 年 4 月 1 日
- ・ 交 付 決 定      平成 31 年 4 月 1 日
- ・ 事 情 変 更 決 定      令和元年 9 月 9 日
- ・ 実 績 報 告      令和 2 年 3 月 31 日
- ・ 交 付 額 確 定      令和 2 年 3 月 31 日

### ⑤ 収支決算の状況（令和元年度）

(収 入)

(単位：千円)

科 目	備 考	金 額
市補助金収入	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会拠出金	65,768

(支 出)

(単位：千円)

科 目	事 業 費	拠出金使途の金額
法人本部運営事業 〔人件費・退職掛金〕	58,152	42,848
法人本部運営事業 〔事務・事業費等〕	11,719	0
厚田支所運営事業 〔人件費・退職掛金〕	2,191	2,181
厚田支所運営事業 〔事務・事業費等〕	552	0
浜益支所運営事業 〔人件費・退職掛金〕	3,121	3,100
浜益支所運営事業 〔事務・事業費等〕	621	0
ボランティア活動事業 〔人件費・退職掛金〕	14,661	14,518
福祉活動事業 〔事務・事業費等〕	16,374	3,121
在宅福祉サービス事業 〔事業費等〕	11,607	0
福祉金庫貸付事業 〔貸付事業支出〕	1,030	0
日常生活自立支援事業 〔事業費等〕	433	0
基金運営事業 〔積立資産支出等〕	30,007	0

生活支援体制整備事業 〔人件費・事業費等〕	11,773	0
生活困窮者自立支援事業 〔人件費・事業費等〕	17,027	0
合 計	179,268	65,768

## (2) 財政援助団体

### ① 名称・代表者

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会 会長 北原 益二郎

### ② 所在地

石狩市花川北6条1丁目41番地1（石狩市総合保健福祉センター内）

### ③ 設立目的等

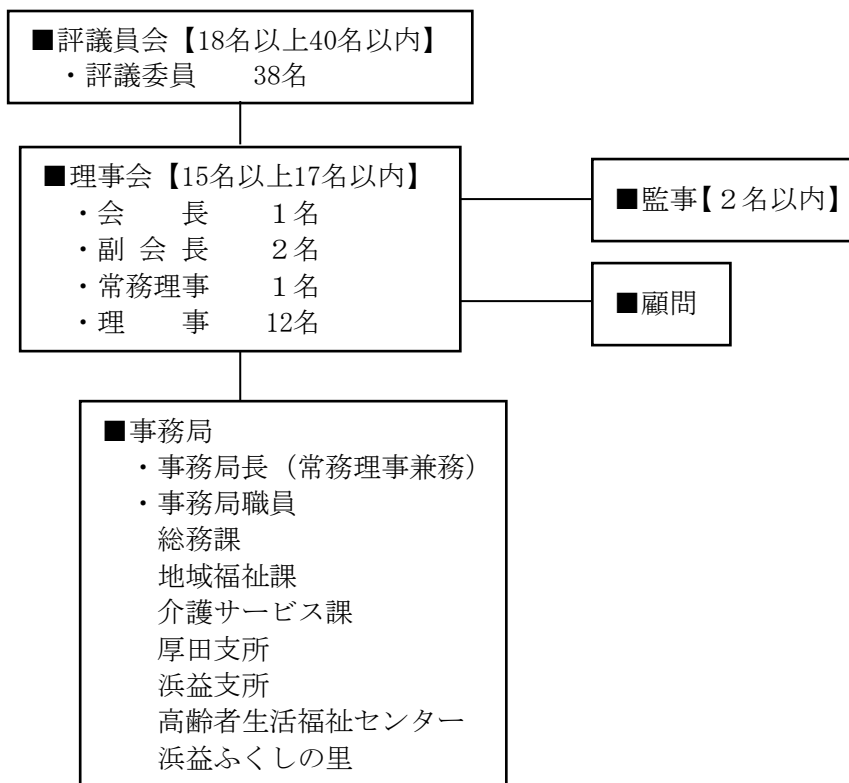
石狩市社会福祉協議会は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和27年6月に石狩町社会福祉協議会として設立後、昭和56年8月に社会福祉法人石狩町社会福祉協議会として法人化され、その後、平成17年10月の3市村合併に伴い、旧厚田村及び旧浜益村の社会福祉協議会と統合し、現在に至る。

### ④ 事業

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・ボランティア活動の振興事業
- ・特別養護老人ホームの経営
- ・老人短期入所施設の経営
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・福祉金庫貸付事業

- ・心配ごと相談事業
- ・在宅福祉サービス事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・成年後見制度に関する事業
- ・自立相談支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業
- ・居宅介護支援事業
- ・要介護認定調査事業
- ・石狩市総合保健福祉センターの経営
- ・石狩市花川北憩の家の経営
- ・石狩市高齢者生きがいつくり事業
- ・石狩市高齢者生活福祉センターの経営
- ・石狩市シルバーホームの経営
- ・石狩市浜益保養センターの経営

## ⑤ 組織構成





## ⑥ 事業の実施状況

社会福祉協議会の目的は、地域福祉の推進であり、令和元年度も生活支援体制整備事業を積極的に推進し、地域との関係性をより緊密に構築しながら、アンケート等で地域ニーズを把握し、通いの場や生活支援サービスの立ち上げ・運営などの支援を重ねた。

個別支援については、自立相談支援事業としては、家計の見える化と課題を把握し家計を管理できるようにする「家計相談支援事業」と、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う「就労準備支援事業」を新たに受託し、貸付事業と連動して支援を行い、権利擁護としては、石狩後見サポーターズや各支援員など、大勢の市民の協力を得ながら事業を進めた。在宅福祉サービスについては、居宅介護サービスは制度改正に伴う実質的な報酬の減額及び利用実績の減少や人手不足といった複数の課題を抱えており、新たに介護サービス課を組織し具体的改善策の検討を進めた。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大は市民生活に大きな影を落とし、市民に対する様々な事業活動を制限するなど大きな影響が生じた。

また、第6期地域福祉実践計画となる「石狩りんくるプラン」を石狩市と協働して策定したが、地域と繋がることが基礎となる地域福祉と新型コロナウイルス感染拡大防止はトレードオフにあることから、計画の実践には様々な工夫が求められることになった。

## 第5 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査期間

令和2年10月13日から10月27日まで

### 2 監査範囲

令和2年度監査等計画及び令和2年度監査実施計画（後期）に基づいて、令和元年度指定管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

#### (1) 公の施設名

望来コミュニティセンター

#### (2) 指定管理者

株式会社ラルグ

#### (3) 所管部局

環境市民部（広聴・市民生活課）

#### (4) 指定期間

平成30年4月1日から令和4年3月31日まで（4年間）

### 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

#### (1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## (2) 所管部局

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## 4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、指定管理者及び所管部局からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から業務の概要等について聴取した。また、監査を進めるにあたり、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて実施した。

現地調査については、次のとおり実施した。

実施日・施設	出席者
令和2年10月27日 望来コミュニティセンター	株式会社ラルグ 代表取締役 畑 和彦 課長 澄川 典弘 事務担当 芦 淳子 事務担当 西野 早苗

## 【現地実施状況】



## 5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

### (1) 指定管理者

株式会社ラルグに対し、前述のとおり監査した結果、当該施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行が適正に行われていることが確認された。

### (2) 所管部局

環境市民部に対し、前述のとおり監査した結果、指定管理者への指導監督その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認された。

## 6 参考資料

### (1) 公の施設

#### ① 名称

望来コミュニティセンター

#### ② 概況

本施設は、コミュニティセンターについては平成11年に、中山間地域における生産及び生活の研修、講習、展示及び都市との交流等により農村地域の活性化を総合的に推進し、農業農村の発展に寄与することを目的とし、また付設されているパークゴルフ

フ場については平成 16 年に、屋外スポーツを通じた心身の健全な育成と健康の増進及び都市との交流を目的として、それぞれ厚田村によって開設された。その後、平成 17 年の 3 市村合併に伴い、石狩市による管理運営に移行されている。

令和元年度の利用人数は、コミュニティセンターが 5,918 人、パークゴルフ場が 7,936 人、合計で 13,854 人であった。

管理運営は、平成 18 年度からは市議会の議決を経て指定管理者制度を導入し、現在の指定管理者による管理運営は、平成 28 年度から 2 年間の指定期間を経て、平成 30 年度から令和 3 年度まで 2 回目の指定期間を迎えている。

指定管理者の本施設に係る令和元年度の収支決算は、収入合計が 17,078 千円、支出合計が 17,078 千円で、差し引き 0 円であった。

本施設には、石狩市において、農村地域の活性化や農業の発展を通じた、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉、健康等の増進を図り、もって人間性豊かな近隣社会の形成に寄与するものとして、今後も大きな役割を期待するものである。

### ③ 施設の概要

所在地	石狩市厚田区望来 27-7
施設概要	・コミュニティセンター ・パークゴルフ場
利用料金制の適用	有
利用時間	・コミュニティセンター：午前 9 時 30 分から午後 9 時まで ・パークゴルフ場：午前 8 時から午後 5 時まで
休館日	・コミュニティセンター：毎月第 2 及び第 4 月曜日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで ・パークゴルフ場：11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

### ④ 利用料金

条例で定める金額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて設定。

ア コミュニティセンター

(単位：円)

種別	区分	利用料金		
		1 時間ごと	全 日	特 例
多目的ホール		300	2,800	3,000
多目的研修室		200	1,800	2,000
農村体験室		200	1,800	2,000
農村加工実習室		200	1,800	2,000
多目的広場		1,000	9,200	10,000

物産コーナー		1,000 (7日分)	
--------	--	-------------	--

備考：特例…指定管理者が必要と認めた場合に、21時から翌9時30分まで利用することをいう。

イ パークゴルフ場

(単位：円)

区 分			金 額
コース利用料金	1日券	大人	600
		小人	200
		団体 (20名以上)	540
	午後券 (午後0時～)	大人	400
		小人	100
	シーズン券	大人	10,000
小人		5,000	
用具利用料金	1日1組		200

⑤ 利用状況

(単位：人)

区 分		H29	H30	R01
コミュニティセンター	多目的ホール	3,538	3,451	4,119
	多目的研修室	859	759	664
	農村体験室	930	695	673
	農村加工実習室	368	565	362
	多目的広場	10,110	11,190	100
	小 計	<b>15,805</b>	<b>16,660</b>	<b>5,918</b>
パークゴルフ場	利用券 (1日券、午後券)	6,286	5,582	5,261
	シーズン券	2,014	1,756	1,524
	免除	535	430	439
	団体	319	542	550
	バスプラン	360	274	162
	小 計	<b>9,514</b>	<b>8,584</b>	<b>7,936</b>
合 計		<b>25,319</b>	<b>25,244</b>	<b>13,854</b>

備考：ほか、物産コーナーの利用が H29 に 29 件、H30 に 16 件、R01 に 4 件あった。

⑥ 収支決算の状況（令和元年度）

（単位：千円）

区 分		コミュニティセンター	パークゴルフ場	計
収 入	指定管理料収入	8,000	4,921	12,921
	利用料金収入	139	3,557	3,696
	自主事業収入	0	204	204
	その他	0	257	257
	計	<b>8,139</b>	<b>8,939</b>	<b>17,078</b>
支 出	人件費	3,991	6,241	10,232
	福利厚生費	7	5	12
	法定福利費	649	198	847
	消耗品費	46	249	295
	委託料	1,476	371	1,847
	租税公課	0	0	0
	燃料費	479	255	734
	水道光熱費	900	597	1,497
	修繕費	5	85	90
	衛生管理費	61	2	63
	通信費	332	52	384
	リース料	146	26	172
	地代家賃	0	4	4
	広告宣伝費	0	309	309
	交際費	41	64	105
	支払振込料	3	1	4
	負担金	0	32	32
	保険料	0	0	0
	雑費	3	70	73
	材料費	0	378	378
	寄附金	0	0	0
仕入れ	0	0	0	
本社経費	0	0	0	
計	<b>8,139</b>	<b>8,939</b>	<b>17,078</b>	
収支差引		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## (2) 指定管理者

### ① 名称・代表者

株式会社ラルグ 代表取締役 畑 和彦

### ② 所在地

札幌市清田区清田 8 条 2 丁目 11-2

### ③ 設立年月日

平成 20 年 4 月 1 日

### ④ 事業

- ・造園工事播种植生工事の請負施工及び設計監理事業
- ・とび・土木工事請負施工及び設計監理事業
- ・建物清掃及びメンテナンス
- ・スポーツ用品、食料品、草刈機、肥料の販売
- ・飲食店の経営並びに経営受託
- ・ゴルフ場・スキー場等のスポーツ施設、遊園地、遊技場等のレジャー施設、ホテル、旅館等宿泊施設の営業並びに経営受託
- ・労働者派遣事業
- ・その他前各号に附帯する一切の業務

### ⑤ 組織構成

